

母子父子寡婦福祉資金の貸付について

(平成31年4月1日現在)

趣旨

ひとり親家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉向上を応援するため、各種資金を無利子または低利子（年1.0%）で貸付します。

対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母，児童，寡婦，母子・父子福祉団体など

保証人

保証人

申込みにあたっては、原則として連帯保証人が必要になります。
(原則として、年収が概ね300万円以上で市内在住の65歳以下のかた)

貸付額等

下記のとおり（資金の内容については裏面参照）

貸付金の種類	貸付の限度額			利率	償還期間（据置期間）
就学支度資金	小学校（非課税世帯）	63,100円以内		無利子	1年以内（入学後6か月）
	中学校（非課税世帯）	79,500円以内			
	高校・高専・ 専修学校（高等・一般）	（国公立）150,000円以内 （私立）410,000円以内	修学・修業資金と同じ期間 （卒業後6か月）		
	大学・短大・ 専修学校（専門）	（国公立）370,000円以内 （私立）580,000円以内			
	大学院	（国公立）380,000円以内 （私立）590,000円以内			
	修業施設等	272,000円以内			
修学資金	高校 専修学校 （高等課程）	国公立	月額 27,000円以内	無利子	国公立の場合 借りた期間の3倍 私立の場合 借りた期間の4倍 （卒業後6か月）
		私立	月額 45,000円以内		
	高専	国公立	月額 31,500円以内		
		私立	月額 48,000円以内		
	短大 専修学校 （専門課程）	国公立	月額 67,500円以内		
		私立	月額 79,500円以内		
	大学	国公立	月額 67,500円以内		
		私立	月額 81,000円以内		
	大学院	修士課程	月額 132,000円以内		
		博士課程	月額 183,000円以内		
専修学校 （一般課程）	国公立	月額 48,000円以内	5年以内（卒業後6か月）		
	私立				
修業資金	月額 68,000円以内			無利子 または 年1.0% （注1）	20年以内（卒業後1年）
就職支度資金	100,000円以内				6年以内（1年）
技能習得資金	月額 68,000円以内			無利子 または 年1.0% （注1）	20年以内（卒業後1年）
生活資金	技能習得期間中	月額 141,000円以内	20年以内（卒業後6か月）		
	その他	月額 105,000円以内	5年又は8年以内（6か月）		
住宅資金	1,500,000円以内				6年以内（6か月）
転宅資金	260,000円以内			3年以内（6か月）	
結婚資金	300,000円以内			5年以内（6か月）	
医療介護資金	介護	500,000円以内		5年以内 （治療・介護後6か月）	
	医療	340,000円以内			
事業開始資金	2,870,000円以内			7年以内（1年）	
事業継続資金	1,440,000円以内			7年以内（6か月）	
臨時児童扶養等資金	※5のとおり			無利子	3年以内（6か月）

- ※1 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金については児童本人が借受者となることができます。また、児童に関する貸付については、児童本人との面談等が必要になります。
- ※2 修学資金・就学支度資金は自宅通学の場合の限度額です。
- ※3 生活資金のうち、医療又は介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている期間又は失業による貸付の償還期間は5年以内、ひとり親家庭の父母となって7年未満の貸付は8年以内となります。
- ※4 償還金が納期限までに納入されない場合、延滞元利金額について年5%の違約金が発生します。
- ※5 児童扶養手当支給額（平成31年11月分）×3－児童扶養手当支給額（平成31年10月分）×3
- 注1 連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は年1.0%の有利子での貸付となります。

問い合わせ先は裏面をご覧ください。

返済方法 (1) 据置期間の経過後、それぞれの資金ごとに定められた期間内で、原則として月賦払いによりお支払いいただきます。
返済方法 (2) 口座引き落としをご利用いただけます。

必要書類 申請書、借用書（こちらでご用意します。）
戸籍謄本、印鑑登録証明書（保証人も）、その他資金の種類に応じた必要書類

相談 貸付の利用にあたっては、あらかじめ母子・父子自立支援員にご相談ください。
貸付申請後、審査により貸付の可否を決定します。

注意事項 (1) 申請から貸付までに概ね1ヶ月半程度要します。資金が必要な時期を考えて、お早めにご相談ください。
(2) 申請時点で税や公共料金などに滞納がある場合（住宅ローン、カーローンを除く）、原則として貸付できません。

申込・問い合わせ

柏市役所 こども福祉課 （〒277-8505 柏市柏5-10-1）
母子・父子自立支援員（Tel.04-7167-1455）
給付・支援担当（Tel.04-7167-1111 内線670）

参考 貸付資金の内容 ※下記表中の「母」には「寡婦」を含みます。

貸付資金名	貸付対象者	内 容
就学支度資金	母，父，児童	児童が就学，修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
修学資金	母，父，児童	児童が高校・大学・高専・専修学校・大学院に就学するのに必要な資金
修業資金	母，父，児童	児童が就職するのに必要な知識技能を修得するための資金
就職支度資金	母，父，児童	ひとり親家庭の父母または児童が就職するのに直接必要な被服，履物等を購入する資金
技能習得資金	母，父	ひとり親家庭の父母が就職するのに必要な知識技能を修得するための資金
生活資金	母，父	①知識技能を修得している間 ②医療・介護を受けている間 ③ひとり親家庭になって7年未満の父母 ④養育費取得に係る裁判費用 ⑤失業中 の生活を安定・維持させるために必要な資金
住宅資金	母，父	住宅を建設し，購入し，増築等するのに必要な資金
転宅資金	母，父	住宅を移転に際して必要な資金
結婚資金	母，父	児童の婚姻に際し必要な資金
医療介護資金	母，父，児童 ※介護の場合は児童を除く	ひとり親家庭の父母または児童が医療または介護（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
事業開始資金	母，父， 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	母，父， 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
臨時児童扶養等資金	母，父，児童	児童扶養手当制度の改正に伴う資金